

「地方公務員の労使関係制度に係る基本的考え方」に対する意見

平成 23 年 7 月 5 日
全 国 市 長 会

総務省においては、6月2日に「地方公務員の労使関係制度に係る基本的考え方」を示されたところであるが、本会として、地方公務員の労使関係制度の検討について、現時点の意見を次のとおり提出するので、真摯に対処されたい。

記

I. 総括

1. 地方公務員の労働基本権の検討のあり方については、本会は、5月11日に提出した「地方公務員の労働基本権のあり方に関する意見」の中で、

- ① 地方公務員に対する協約締結権の付与については、本会の平成 21 年 3 月の市区長アンケート調査結果において、①交渉に要するコストが増える。②労使間の緊張関係が高まり、行政サービスに影響を及ぼす恐れがある、③給与決定の仕組みが変更されることにより、人件費の増加を招く恐れがあるとの懸念意見が多く寄せられていること
- ② また、①地方公共団体は、国と異なり二元代表制であることから、国にもまして議会の審議との関係が重要であること、③地方公共団体の規模、組織等は千差万別であり、また任命権者が分立していること、④地方公共団体は住民に密着した多様な行政を担っていることから、行政サービスの確保の観点から、国とは異なる特性を有していること

などから、単に国家公務員の措置との整合性だけでなく、地方公務員の実情や特性、さらには住民サービスへの影響等を十分踏まえつつ、課題、問題点等を整理しながら、慎重かつ丁寧に検討するよう求めたところである。

2. しかしながら、総務省の今回の基本的考え方は、①本年 4 月 5 日の国家公務員制度改革推進本部決定「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」における「地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、

国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める。」との方針のうち、主に「国家公務員との整合性」のみに着目した案となっているほか、②平成21年12月15日の労使関係制度検討委員会報告書において、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用に関し、「地方公務員については、今後の制度設計の中で今回の検討のほか、団体数や職種の多種多様性など地方制度上特有の事情も踏まえ、必要な検討を行うことが適当である」とされているにもかかわらず、地方公務員に協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用が一切示されないことは、極めて遺憾である。

3. 従って、総務省の地方公務員に対する労働基本権の在り方の検討については、

- ① 地方公務員の協約締結権の付与については、行政サービスに影響を与える等様々な懸念意見があることを真摯に受け止め、まずは、地方公共団体の団体数や規模など地方の特性や事情を十分踏まえ、住民サービスに与える影響等を含めた費用と便益を具体的に示しつつ、住民の理解のもとに、慎重に検討すること
- ② この問題は、地方公務員制度という地方自治行政に関する極めて重要な事柄であるので、単に国家公務員の措置を踏まえるだけでなく、地方公務員の実情や特性、さらには住民サービスへの影響等を十分踏まえつつ、課題、問題点等を整理しながら、慎重かつ丁寧に、国と地方の協議の場等で地方と十分協議しつつ検討すること

を、改めて強く求めるものである。

II 基本的考え方の個別事項について

以上の検討を前提としたうえで、基本的考え方について、次のとおり意見、疑問点等を提出する。今後、疑問点等に対する回答を踏まえ、さらに意見を提出していくこともあることを申し添える。

1. 協約締結権を付与する職員の範囲について

- ① 「重要な行政上の決定を行う職員」については、協約締結権を付与しないとされているが、国におけるこの考え方の想定職については、「国家行政組織

法第6条に規定する長官、同法第18条第1項に規定する事務次官又は同法第2条第1項に規定する局長にある職員その他の重要な行政上の決定を行う職員として中央労働委員会が認定して告示するもの」とされているが、地方における重要な行政上の決定を行う職員の基準や考え方を示されたい。

- ② また、国においては管理職員等と管理職員以外の職員は、同一の労働組合を組織することができないとして、管理職員等の範囲は、中央労働委員会が認定して告示する、とされているが、地方についても同様の考えと理解してよいか。
- ③ 重要な行政上の決定を行う職員の認定や上記②が国と同じ考えとする場合の管理職員等の範囲の認定を行う機関は、どのような機関を想定しているのか。また、地方公共団体の規模や組織は大きく異なるが、職員等の認定が、個々の地方公共団体の実態に即した実効性のあるものとなるための具体的な基準や考え方について示されたい。

2. 労働組合の認証要件について

考え方では、「構成員の過半数が同一の地方公共団体に属する職員であること」とされている一方、現行地方公務員法における職員団体の登録要件は、「同一の地方公共団体の職員のみ」とされていることから、協約締結権を付与することにより、なぜ、構成員の要件を変更する必要があるのか、明らかにされたい。

なお、公務員は、国民の全体の奉仕者であるとともに、その給与は税金により賄われているなど民間とは大きく異なることや地方公共団体は当該行政区域内の住民の付託を受けて行政を行うものであること等から、当該地方公共団体の職員以外の者が構成員となることについては、住民の理解を得られないものとするので、労働組合の要件については、同一の地方公共団体の職員のみで構成することも含め、さらに慎重な検討が必要である。

3. 勤務条件の決定原則等について

- ① 「情勢適用の原則等、現行地方公務員法においても規定されている勤務条件の決定原則は、引き続き法定する。」としているが、これは、現行の情勢適応の原則、職務給の原則、均衡の原則等が引き続き法定されるものとするが、そのような理解で良いか。

また、「勤務条件に関する人事委員会勧告制度を廃止する。住民への説明責

任を果たし、住民の理解を得る観点から、民間の給与等の実態を調査・把握する。」としているが、実態の調査・把握については、給与以外の勤務条件についても含まれるのか。

- ② 民間の給与等の実態調査、把握については、職員団体との交渉について住民の理解を得るためには、全国・都道府県レベル、地域レベルでの民間の状況と比較する指標が引き続き必要であるとともに、その指標については、現在の人事院・人事委員会勧告の指標と遜色のない客観的、統一的な指標とすることが極めて重要である。この調査・把握する主体等の検討においては、国や都道府県等の調査・把握の仕方を具体的に明らかにするとともに、現在、人事委員会が設置されていない市町村における民間等の調査結果の活用の在り方等についても示すことを求める。

4. 勤務条件の決定方法について

「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、引き続き条例で定めることとする。」ことについては、地方公共団体は、国と異なり二元代表制であることから、国にもまして議会との関係が重要であること。仮に、労使間の合意が議会の議決に優越する、あるいは、議会の審議を得ないということになると、住民の意思が働かないこととなり、住民の理解が得られず、行政に混乱を生じさせる恐れがあることから、給与の額等を含め、議会の審議により決定される条例によることとするとともに、議会の決定が優先することとすべきである。

また、国の場合は、国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第 31 条において「政府は、この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているが、この点について地方公務員はどのように考えているのか明らかにされたい。

なお、一般職について条例主義とした場合、地方公営企業職員の給与における基準条例との関係をどのように整理するのか、その考え方を示していただきたい。

5. 交渉不調の場合の調整システムについて

「都道府県労働委員会による不当労働行為の救済制度や交渉不調の場合のあっせん、調停等の制度を設けること」とされているが、国の場合の中央労働委員会は、国の当局との案件のみを担うものであり、そのための体制整備も予定されている。これに対し、地方においては、都道府県と管下のすべての市町村、それも任命権者が分立した個別の案件をすべて担うこととなり、付議案件等の増大等による調整コストの増大の懸念、短期間に集中することが予想される案件の迅速な処理ができるか、また、使用者委員の構成において、都道府県、市町村、任命権者の分立という実態の中、適正な体制整備が出来るか、など多くの懸念がある。

地方におけるあっせん等を行う機関については、地方の実態等を十分踏まえ、市町村に設置される市町村の人事委員会や公平委員会の機能によることも含め、慎重に検討することを求めるとともに、上記の具体的な懸念についての考え方を明らかにされたい。

6. 消防職員の団結権について

消防職員の団結権の付与については、本会として、改めて十分な検討を求めたにもかかわらず、「付与する方向で検討する」とされていることは誠に遺憾である。

本会としての消防職員の団結権についての考えは、総務省の検討会や5月11日の意見でも述べてきたところであるが、

- ① 本会が実施した市区長アンケート調査では、地域の安全・安心の点で約9割の市区長から、消防職員の団結権付与については、課題懸念があるとの意見であったこと

特に、

- ④上司と部下との対抗関係をもたらし、信頼関係に支障が生じる
- ⑤指揮命令系統が乱れ、消防活動に支障をきたす
- ⑥消防団員との信頼関係や協力関係に支障が生じる、消防団の士気に影響する
- ⑦住民の生命、財産を守るという同じような使命を持つ警察となぜ切り離すのか

等の懸念意見が多く寄せられ、未だ、これらの懸念は払拭できていないこと

- ② さらには、今般の東日本大震災においては、緊急消防援助隊をはじめとした消防職員が、消防団員とはもちろん、警察や自衛隊、海上保安庁と一体的な活動を実施したところであり、こうした連携に大きな支障が懸念されること

等から、消防職員の団結権の検討については、現場の市町村長の意見を踏まえつつ、改めて国と地方の協議の場等で慎重かつ十分な検討を求める。